

新型コロナウイルスに関する感染症対策について

現在、新型コロナウイルス感染症は、北海道においても感染者が確認され、今後の感染拡大に備えた対策が必要となります。

町民の皆様には、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、お一人お一人の手洗いや咳エチケット等の対策が流行を抑える上で、重要となってきます。

町としては政府が示した新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受けて、先日2月26日に対策本部会議を設置し、下記のとおり対策を講じることを決定いたしましたので町民の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

①感染拡大防止の観点から、町が主催するイベントや施設の利用について2月26日(水)から3月13日(金)までの間、下記のとおり自粛いたします。

- ・ 飲食を伴うイベントは全て中止とし、それ以外のイベントは開催の必要性について改めて検討し、延期・縮小・中止の措置を取ります。
- ・ 町管理の集会施設等については、役場会議室、ふるさと活性化センター（葬儀を除き）、農村センター、B & G海洋センター、鶴沼改善センター、晩生内地区コミュニティセンター、ふれあいの家、札的母と子の家の利用は原則休止といたします。（やむを得ない事情がある場合については役場までご相談ください。）

②浦臼小学校・中学校における感染対策について、2月27日(木)から3月4日(水)までの期間、臨時休校とします。また、農村センターで開設しています、こども広場についても同様に臨時休校の期間は休止いたします。

【政府の感染症対策の基本方針（抜粋）】

- ・ 手洗い、咳エチケット等の一般感染対策に努め、毎日の体温測定を実施してください。
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる場合は休暇を取得し、不要不急の外出は自粛してください。
- ・ 感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは避け、症状が軽い人は自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合は関係機関に相談の上で受診してください。

今後、厚生労働省や北海道と連携の上、地域の実情を踏まえて適切な対策を講じ、正確で分かりやすい情報を提供してまいりますので、冷静な対応をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせは、総務課庶務係もしくは北海道公式HPや厚生労働省公式HPのQ & A等をご確認願います。

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種で、発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強い倦怠感を訴える方が多いことが特徴です。

感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられています。

飛沫感染

感染者のくしゃみ、咳、つば等と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いるとき等は注意が必要です。

接触感染

感染者がくしゃみや咳を押さえた手で触れた物に他者が触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなどが主な感染場所となります。

日常生活で気を付けること

まずは、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いを行ってください。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。



感染が疑われる場合は・・・

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者や基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は、これらの状態が2日程度）続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
●滝川保健所	0125-24-6201	平日 8:45～17:30
●北海道保健福祉部健康安全局 地域保健課	011-204-5020	平日 17:30～21:00 土日祝 9:00～21:00

※その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについても、ご相談いただけます。